

## 議題 3

議案第12号

平成26年3月26日提出

### 広島市いじめ防止等のための基本方針について

#### 1 策定の目的

いじめ防止対策推進法に基づき、平成25年10月に国が定めた「いじめ防止基本方針」を参考にして、「広島市いじめ防止等のための基本方針」を策定し、市立学校におけるいじめ防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### 2 広島市いじめ防止等のための基本方針（案）

次のとおり。

平成26年3月26日提出

教育委員会議 議題3

# 広島市いじめ防止等のための基本方針

(案)

平成26年3月

広 島 市

## はじめに

いじめは、いじめを受けた児童生徒の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせるおそれがあるものです。

いじめの問題への対応は学校における最重要課題の一つであり、一人の教職員が抱え込むのではなく、学校が一丸となって組織的に対応するとともに、家庭、地域や関係機関と学校が積極的に連携することが必要であり、広島市ではこれまで、様々な取組を行ってきました。

本市の子どもたちがいじめでつらい思いをすることがないよう、私たち大人一人一人が、「いじめは絶対に許されない。」との意識を持ち、それぞれの役割と責任を果たすとともに、子ども自身も、安心で豊かな社会や集団を築いていく役割を担っていることを自覚し、共にいじめを生まない風土を醸成していく必要があります。

そこで、広島市は、いじめ防止対策推進法第12条に基づき、ここに「広島市いじめ防止等のための基本方針」（以下、「広島市基本方針」という。）を策定し、市立学校におけるいじめ防止等の対策を総合的かつ効果的に推進することとしました。

## 目 次

第 1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項.....	1
1 いじめの定義 .....	1
2 いじめの防止等の対策に関する基本的考え方 .....	1
(1) いじめの未然防止 .....	1
(2) いじめの早期発見 .....	1
(3) 認知したいじめへの適切な対応 .....	2
(4) 教職員の資質能力の向上 .....	2
(5) 関係機関との連携 .....	2
第 2 いじめの防止等のために広島市が実施する施策.....	2
1 いじめの防止等のための体制の構築 .....	2
(1) 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の設置 .....	2
(2) 教育委員会の附属機関の設置（予定） .....	2
2 いじめの防止等に向けて広島市が実施する取組 .....	3
(1) いじめの未然防止 .....	3
(2) いじめの早期発見 .....	3
(3) 認知したいじめへの適切な対応 .....	3
(4) 教職員の資質能力の向上 .....	4
(5) 関係機関との連携 .....	4
第 3 いじめの防止等のために学校が実施する施策.....	4
1 学校のいじめの防止等に向けた基本的考え方 .....	4
2 学校のいじめ防止等のための基本方針の策定 .....	5
3 いじめの防止等のための組織の設置 .....	5
4 いじめの防止等に向けて学校が実施する取組 .....	5
(1) いじめの未然防止 .....	5
(2) いじめの早期発見 .....	6
(3) 認知したいじめへの適切な対応 .....	6
(4) 教職員の資質能力の向上 .....	6
(5) 関係機関との連携 .....	6
第 4 重大事態への対処.....	7
1 重大事態の定義 .....	7
2 重大事態への取組 .....	7
第 5 「広島市いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改訂 .....	8

## 第1 いじめの防止等のための対策の基本的な方向に関する事項

### 1 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法（平成25年法律第71号。以下「法」という。）第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等（学校に在籍する児童又は生徒）に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人間関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものも含む。）であって、当該行為の対象となつた児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

※ いじめの定義に係る用語の解釈及び留意点については「国の基本方針」を参照

個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめを受けた児童生徒の立場に立つことが必要である。

なお、いじめの防止等に向けた取組に当たっては、この点についての共通認識を児童生徒、教職員のみならず地域住民、家庭、その他の関係者が持つことが重要である。

### 2 いじめの防止等の対策に関する基本的考え方

#### (1) いじめの未然防止

いじめは、どの子どもにも、どの学校でも起こりうることを踏まえ、全ての児童生徒を対象としたいじめの未然防止の取組が重要であることから、いじめの未然防止に向けて、「生命を尊重する態度や思いやりの心の育成」、「自ら善悪を判断し行動する力の育成」、「家庭、地域、学校が連携した『いじめを生まない風土』の醸成」を目指し、学校教育活動全体を通じ、全ての児童生徒に自分の存在と他人の存在を等しく認め、お互いの人格を尊重し合える態度を養う必要がある。

また、社会全体で児童生徒を見守り、健やかな成長を促すため、家庭、地域、学校がそれぞれの役割を果たすとともに、その三者が連携した取組を推進することが必要である。

#### (2) いじめの早期発見

いじめの早期発見は、いじめへの迅速な対処の前提であり、全ての大人が連携し、児童生徒のささいな変化に気付く力を高めることが必要である。い

いじめは大人の目に付きにくい時間や場所で行われたり、遊びやふざけ合いを装って行われたりするなど、大人が気付きにくく判断しにくい形で行われることを認識し、ささいな兆候であっても、いじめではないかとの疑いを持って、早い段階からの的確に関わりを持ち、早期発見に努める必要がある。

また、近年深刻化しているインターネットを通じて行われるいじめの発見に向けた体制を整備する必要がある。

### (3) 認知したいじめへの適切な対応

いじめを認知した場合、学校は直ちに、いじめを受けた児童生徒やいじめを知らせてきた児童生徒の安全を確保し、いじめを行ったとされる児童生徒に対して事情を確認した上で適切に指導する等、教職員が一致協力して組織的な対応を行う必要がある。また、事案に応じて専門家や関係機関との連携を行うことも必要である。

### (4) 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等に係る教職員の資質能力の向上や専門的知識の習得のため研修の充実を図る必要がある。

### (5) 関係機関との連携

いじめの防止等の取組に当たっては、平素から、学校や教育委員会と関係機関が連携した取組を推進する必要がある。

また、いじめを認知した場合は、必要に応じていじめの防止等に關係する機関と適切に連携を図りながら対応することが必要である。

## 第2 いじめの防止等のために広島市が実施する施策

### 1 いじめの防止等のための体制の構築

#### (1) 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」の設置

いじめの防止等に關係する機関及び団体で構成する「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を設置し、いじめの防止等に關係する機関及び団体の連携を強化することにより、いじめの防止等のための対策を総合的かつ効果的に推進する。

#### (2) 教育委員会の附属機関の設置（予定）

教育委員会に、専門的知識及び経験を有する第三者（心理や福祉の専門家、学識経験者、元警察官、弁護士等）で構成する附属機関を設置する。

当該附属機関の機能は、概ね次のとおりとする。

- 教育委員会の諮問に応じ、「広島市基本方針」に基づくいじめの防止等の対策の推進状況について専門的知見からの審議を行う。
- 学校におけるいじめの事案について、学校からいじめの報告を受けた教育委員会の求めに応じて、法第24条に関する調査を行う。
- 法第28条で規定されている重大事態に係る調査を行う。

## 2 いじめの防止等に向けて広島市が実施する取組

### (1) いじめの未然防止

#### ア 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

児童生徒の豊かな情操と道徳心を培い、心の通う人間関係を構築する能力の素地を養うことが、いじめの防止に資することを踏まえ、道徳の時間を作り、各教科や特別活動などの時間の学習を通して、自他の生命を尊重する態度や思いやりの心を育成する。

#### イ 自ら善悪を判断し行動する力の育成

児童生徒が主体的に行ういじめの防止に資する取組を支援する。

#### ウ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない風土」の醸成

保護者が、子どもの規範意識を養うための指導を適切に行うなど、法第9条に規定された保護者の責務を果たすことができるよう、保護者を対象とした啓発活動を実施する。また、いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響、いじめを防止することの重要性等について、地域住民に対する啓発を行う。

より多くの大人が子どもの悩みや相談を受け止めることができるようするため、家庭、地域、学校が組織的に連携・協働する体制を構築する。

### (2) いじめの早期発見

教育委員会に児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行うことができる体制や、いじめを認知した者からいじめに関する通報及び相談を受け付けるための体制を整備するとともに、いじめに係る相談制度について必要な広報活動を行う。

インターネットを通じて行われるいじめに関する事案に対応する体制を整備する。

### (3) 認知したいじめへの適切な対応

学校がいじめを認知した場合、教育委員会は速やかに学校へ職員を派遣するなどして、学校と一致協力して対応に当たる。また、必要に応じて、心理や福祉の専門家であるスクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー、

元警察官である生徒指導支援員を学校に配置する。

いじめの対応に当たって、校長等が弁護士、精神科医等の専門家に相談できる制度を整備する。

#### (4) 教職員の資質能力の向上

全教職員のいじめの防止等に向けた資質能力を向上することができるよう、経験年数や職責に応じた体系的な研修を実施する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの防止等に向けた対策を推進するため、「広島市いじめ問題対策連絡協議会」等を開催し、学校や教育委員会と関係機関及び団体との連携を密にする。また、広島市内の国立学校、私立学校に対しては、「広島市基本方針」等について情報提供する。

※ 以上の取組の充実を図るため、「いじめに関する総合対策」を推進する。「いじめに関する総合対策」の具体的な施策は別紙のとおりであり、施策の実効性を高めるため、施策の検証を行い、必要に応じて見直しを行うものとする。

### 第3 いじめの防止等のために学校が実施する施策

#### 1 学校のいじめの防止等に向けた基本的考え方

各学校においては、次の基本的な考え方のもと、いじめの防止等に取り組む。

- 教職員は、鋭い人権感覚をもち、児童生徒の不安や悩みのサインを見逃さず、いじめの兆候に対して、「いじめは人間として絶対に許されない。」との強い認識を持って、毅然とした態度で迅速かつ適切な対応をする。
- 各教科、道徳、特別活動等、全教育活動を通じて、児童生徒に命の大しさや思いやりの心をはぐくむとともに、児童生徒の主体的ないじめ防止に向けた取組の充実を図る。
- 児童生徒一人一人について理解を深め、児童生徒との信頼関係づくりに努め、児童生徒が教職員にいつでも相談できる体制を確立する。
- 児童生徒のいじめについての現状、背景及び課題を適切に把握し、いじめの未然防止や早期発見・早期対応を学校全体が一致協力のもとで行う。
- いじめを把握した場合は、学校で抱え込まず、学校と教育委員会が一致協力のもとで対応することができるよう、速やかに教育委員会に報告する。
- 児童生徒の実態やいじめ等問題行動の状況、学校の対応等について、保護者や地域に積極的に情報を提供し、連携を図る。

## 2 学校のいじめ防止等のための基本方針の策定

学校は、「国的基本方針」や「広島市基本方針」を参考にして、「学校のいじめ防止等のための基本方針」を定める。

なお、策定に当たっては次の点に留意する。

- 自校の児童生徒の実態や地域の実情を踏まえて策定すること。
- 児童生徒が主体的にいじめの防止等に関わるよう、児童生徒の意見を取り入れる機会を確保すること。
- 保護者や地域住民などの意見を取り入れるなど、家庭、地域の参画を促進すること。
- いじめの防止等に係る年間活動計画等を明確にし、計画性、実行性のあるものとすること。
- 学校のホームページ等でその内容を公開し、家庭地域への周知を行うこと。
- 策定した基本方針が機能しているかどうかの検証及び見直しを行うこと。

## 3 いじめの防止等のための組織の設置

学校は、当該学校におけるいじめの防止等に関する措置を実効的に行うため、法第22条の規定に基づき、複数の教職員、スクールカウンセラー等により構成される常設の組織（学校いじめ防止委員会）を置く。この組織は校務運営組織として位置づけるものとする。

## 4 いじめの防止等に向けて学校が実施する取組

### (1) いじめの未然防止

#### ア 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

児童生徒が、心の通じ合うコミュニケーション能力をはぐくみ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できるような授業づくりや集団づくりを行う。加えて、集団の一員としての自覚や自信をはぐくむことにより、互いを認め合える人間関係をつくる。

#### イ 自ら善悪を判断し行動する力の育成

いじめのない「楽しい学校づくり」に向けて、児童生徒が日常の問題を主体的に解決する児童会、生徒会活動の充実を図る。

総合的な学習の時間や特別活動等の時間の学習を通して、児童生徒のコミュニケーション能力の育成や情報モラルの向上を図る。

ウ 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない風土」の醸成  
家庭、地域、学校が連携し、多様な体験活動を充実させることや、いじめの防止に向けた市民参加の取組を推進する。

#### (2) いじめの早期発見

日頃から児童生徒の観察や「学校環境適応感尺度」の実施により児童生徒を深く理解し、児童生徒が示す変化や危険信号を見逃さない。あわせて、定期的なアンケート調査や教育相談の実施等により、児童生徒がいじめを相談しやすい体制を整え、いじめの実態把握に取り組む。

#### (3) 認知したいじめへの適切な対応

いじめを認知した場合には、特定の教職員で抱え込みず、「学校いじめ防止委員会」を中心として速やかに組織的に対応する。

いじめを受けた児童生徒を守り通すとともに、いじめを行った児童生徒に対しては、当該児童生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした態度で指導する。

#### (4) 教職員の資質能力の向上

いじめの防止等に向けた生徒指導体制の充実のためには、当該校の全ての教職員が問題意識や生徒指導の方針を共有することが不可欠であることから、校内研修の充実を図る。

いじめの防止等に係る研修は、個々の教職員が次のような姿勢を身に付けることを目標として行う。

- 児童生徒一人一人の状況を的確に把握し、全ての教育活動において、全ての児童生徒が自他を尊重し、積極的に参加して活躍することができる望ましい集団をつくる。
- いじめを受けている児童生徒を守りきることを言葉と態度で示す。
- いじめを受けている児童生徒を学校全体で守るため、当該児童生徒が発するどんな小さなサインも見逃さない。
- いじめの問題を一人で抱え込むことなく、学校全体で情報を共有する。

#### (5) 関係機関との連携

いじめの防止等に向けた対策を推進するために、「学校いじめ防止委員会」等を開催し、学校と関係機関及び団体との連携を密にする。

いじめの中には、犯罪行為として取り扱われるべきと認められ、早期に警察に相談することが必要なものや、児童生徒の生命、身体又は財産に重大な

被害が生じるような、直ちに警察に通報することが必要なものが含まれる。これらについては、教育的な配慮や被害者の意向を踏まえた上で、早期に警察に相談・通報の上、警察と連携して対応する。

## 第4 重大事態への対処

### 1 重大事態の定義

重大事態とは、法第28条第1項において、次の①又は②の場合と定められている。

- ① いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。
- ② いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。

①、②の「いじめにより」とは、児童生徒の被害等の要因が当該児童生徒に対して行われるいじめにあることを意味する。

また、①の「生命、心身又は財産に重大な被害」については、いじめを受けた児童生徒の状況に着目して判断する。例えば、

- 児童生徒が自殺を企図した場合
- 精神疾患を発症した場合
- 身体に重大な傷害を負った場合
- 金品等に重大な被害を被った場合

などのケースが想定される。

②の「相当の期間」については、不登校の定義を踏まえ、年間30日を目安とする。ただし、児童生徒が一定期間、連續して欠席しているような場合には、上記目安にかかわらず、児童生徒の状況等、個々のケースを十分に把握する必要がある。

また、児童生徒や保護者からいじめを受けて重大事態に至ったという申立てがあったときは、重大事態が発生したものと捉える。

### 2 重大事態への取組

- ① 重大事態が発生した場合、学校は教育委員会に報告し、教育委員会は市長に報告する。
- ② 学校は、「学校いじめ防止委員会」を母体とした調査組織を設置し、教育委

員会の指導の下、アンケート調査及び個別面談などの適切な方法により当該重大事態に係る事実関係を明確にするための調査を行い、その結果を教育委員会に報告する。

- ③ 教育委員会は、調査組織の編成に当たり、必要に応じて、専門的知識を有する者を学校に派遣する。
- ④ 教育委員会は、さらに調査が必要であると判断した場合は、第2の1の(2)の附属機関に調査を要請する。
- ⑤ 附属機関は、学校が設置した調査組織による調査の結果について調査を行い、市長及び教育委員会に、その調査の結果を報告する。
- ⑥ 学校及び教育委員会は、調査の結果を踏まえ、同様の事態の再発防止のための取組を行う。

## 第5 「広島市いじめ防止等のための基本方針」の公表及び改訂

「広島市基本方針」は、広島市ホームページで公表するとともに、より実効性の高い取組とするため、必要に応じて見直しを行う。

## いじめの防止等に向けて実施する取組

### ～いじめに関する総合対策～

#### 1 いじめの未然防止

##### (1) 生命を尊重する態度や思いやりの心の育成

###### ア 学校の授業の中で行う内容

- 道徳の授業を家庭や地域に公開し、各校の道徳教育について相互理解を図ることによって、児童生徒の命の大切さや思いやりの心をはぐくむ「みんなで語ろう！心の参観日」を実施する。
- 児童生徒が、善悪を判断し、実践するたくましい自立心を身につけるための規範性をはぐくむ教育プログラムを実施する。
- 被爆の実相や復興の過程を理解し、生命の尊さや平和で持続可能な社会の実現について考える平和教育プログラムを実施する。
- 良質な人間関係を促進し、児童生徒の対人関係や学習への適応感を高めるため、各教科における協同学習を実施する。

##### (2) 自ら善悪を判断し行動する力の育成

###### ア 学校の授業の中で行う内容

- 対人関係を円滑に運ぶための知識と具体的な技術やコツを習得させるためにスキル教育を実施する。
- インターネット等を通して行われるいじめを防止するため、情報モラル教育を実施する。

###### イ 児童会、生徒会が主体となって行う取組

いじめの防止に向けた気運を高めるために、以下のような取組期間を設定し、校内でいじめの撲滅や命の大切さを呼びかける活動などを主体的に行う。

- 4月中に「楽しい学校づくり週間」を設定する。
- 9月を「いじめ防止取組強化月間」に設定する。

##### (3) 家庭、地域、学校が連携した「いじめを生まない風土」の醸成

###### ア 家庭、地域と連携した取組～体験活動の充実

いじめの未然防止には、いじめは対人関係における問題であるという視点に立ち、体験活動などを通じて、児童生徒同士の心の結びつきを深め、社会性をはぐくむ教育活動を進める必要があるため、以下のような取組を行う。

- 総合的な学習の時間等における職場体験、農業体験を実施する。

- ふれあい活動推進協議会等による体験活動を実施する。
- まちぐるみ「教育の絆」プロジェクトにより、家庭・地域による教育支援活動や体験活動、学校による地域貢献活動を実施する。

#### イ 家庭、地域に対する啓発活動

- いじめが児童生徒の心身に及ぼす影響やいじめを防止することの重要性等について、保護者、地域住民への啓発を行うためスクールカウンセラーによる保護者、地域住民対象の講演会を開催する。
- インターネット上でのいじめの防止には、保護者への啓発が必要であるため、保護者等を対象とした電子メディアに関する講習会を開催する。

### 2 いじめの早期発見

- いじめ問題に悩む子どもや保護者等に対する相談の充実を図り、課題の改善・解決に向け、支援・援助を行うため24時間対応の電話相談窓口「いじめ110番」を実施する。
- 「子どものいじめ」に関する具体的情報を広く市民からメールで提供してもらい、その解決に向けて取り組むため広島市ホームページ上へ「子どものいじめ」に関する情報提供窓口を設置する。
- インターネット上でのいじめの早期発見に努めることにより、被害の拡大を防止するためのネットパトロールを実施する。
- 学校のいじめの問題に対する取組状況を確認するために教育委員会が作成したチェックリストを活用した取組の検証・改善を行う。
- 定期的なアンケート調査を実施するとともに、児童生徒がアンケートに自分の悩みを書きやすいようにアンケートの内容の工夫改善をする。
- 広島大学と連携し開発した「学校環境適応感尺度」を実施し、児童生徒の学校環境適応感を定期的に把握する。
- 児童生徒及びその保護者がいじめに係る相談を行う体制として各学校に「ふれあい相談窓口」を設置し周知する。
- 小学校の生徒指導に係る組織体制を充実・強化するため、小学校に生徒指導主事を配置する。

### 3 認知したいじめへの適切な対応

- いじめの早期発見・早期対応の強化を図るために心理の専門家であるスクールカウンセラーを全校に配置する。
- 社会福祉等の専門的な知識・技術を用いて、問題を抱える児童生徒等の支援を行う福祉の専門家であるスクールソーシャルワーカーを配置し、い

じめの早期発見・早期対応を強化する。

- 問題行動を起こす児童生徒や学校への支援を行う生徒指導支援員（元警察官）を配置し、いじめの早期発見・早期対応を強化する。

#### 4 教職員の資質能力の向上

いじめの問題をはじめとして、多様な問題が生じる教育現場には、教員間の適切な連携によって組織としての力量の向上が何よりも大切であるため、以下のような研修を通じて教員の資質の向上を図る。

- 小学校の生徒指導主事の育成集中研修を実施する。
- 経験年数に応じた体系的な研修を実施する。
- 職責に応じた体系的な研修を実施する。

##### 研修内容（例）

- 生徒指導主事の役割と校内体制づくり
  - 予防的生徒指導の推進
  - 人権尊重の理念の理解と体得
  - 一人一人を大切にする指導の在り方
  - 子どもの理解と生徒指導
  - いじめや不登校の理解と初期対応・早期支援
  - 危機管理（事例研修）
- など

#### 5 関係機関との連携

- 「広島市いじめ問題対策連絡協議会」を開催し、いじめ防止等に関する機関及び団体の連携を強化する。
- 「広島市スクールサポート協議会」を開催し、生徒指導支援員（元警察官）と広島県警察のスクールソポーターとの連携を強化する。
- 広島市に所在する小学校、中学校及び高等学校と各警察署で構成する「広島市ブロック学校警察連絡協議会」を開催し、いじめ等の問題行動の未然防止を図る。